

島根県警察本部の当直勤務に関する訓令（平成14年10月22日島根県警察訓令第52号）

（概要）

この訓令は、島根県警察職員の服務に関する訓令（平成10年島根県警察訓令第24号）第32条第2項の規定に基づき、島根県警察本部における当直勤務について必要な事項を定めたものです。